

貨物自動車運送事業法

1. 案内情報

- ① 手続名：
全国貨物自動車運送適正化事業実施機関の指定
- ② 手続根拠：
貨物自動車運送事業法第43条
- ③ 手続対象者：
貨物自動車運送に関する秩序の確立に資することを目的として設立された民法第34条の法人
「全国適正化事業」は、次のとおりです。
 - 一 地方適正化事業の円滑な実施を図るための基本的な指針を策定すること。
 - 二 地方適正化事業について、連絡調整を図り、及び指導を行うこと。
 - 三 地方実施機関の業務に従事する者に対する研修を行うこと。
 - 四 二以上の区域における貨物自動車運送に関する秩序の確立に資するための啓発活動及び広報活動を行うこと。
- ④ 提出時期：
全国貨物自動車運送適正化事業実施機関の指定の申請をしようとする日
- ⑤ 提出方法：
全国実施機関指定申請書及び必要書類を添付して、国土交通大臣に提出して下さい。
- ⑥ 手数料：
なし
- ⑦ 申請書様式：
貨物自動車運送事業法施行規則第40条で準用する同規則第36条第1項
- ⑧ 記載要領・記載例：
提出先となる国土交通省自動車交通局貨物課

2. 窓口情報

- ① 提出先：
国土交通省自動車交通局貨物課
- ② 受付時間：
提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口：
国土交通省自動車交通局貨物課 03-5253-8111（内線41333）